

「日本基督教団 教会」規則(準則)

第1章 総 則

(名称)

第1条 この教会は「日本基督教団 教会」という。

(所在地)

第2条 この教会の所在地は

とする。

(包括団体)

第3条 この教会は日本基督教団に所属し、日本基督教団信仰告白を告白する。

(目的)

第4条 この教会は日本基督教団の教憲、教規ならびにこの教会規則の定めるところに従って教会的機能および教務をおこなう。

第2章 信 徒

第5条 この教会の信徒は、バプテスマを受けてこの教会に入れられた者、および転入会を承認された者をいう。

第6条 バプテスマを受けることを志願する者は、役員会が信仰の試問をおこなって、承認した上で、礼拝においてバプテスマをおこなう。

第7条① この教会の信徒を父母とする幼児は、父母の申し出により、役員会が承認した上で、父母の信仰にもとついてバプテスマをおこなう。

② この場合、本人が信仰を告白できるようになった時信仰告白式をおこなう。

③ 信仰告白式をおこなう場合の手続きは、バプテスマの場合に準じる。

第8条① 聖餐にはバプテスマを受けた信徒があずかるものとする。

② 幼児バプテスマを受けた者は、信仰告白式をおえるまでは聖餐にあずかることができない。

(転入転出)

第9条① 他の教会に所属する信徒で、この教会に転入会を志願する者は、所属教会の薦書を役員会に提出するものとする。役員会がこれを承認したときこの教会の信徒になる。

② 日本基督教団以外の教会に所属する信徒が転入会を志願する場合は、日本基督教団信仰告白を受け入れることを誓約しなければならない。

③ 転入会を承認したときは、礼拝において入会式をおこなう。

第10条① この教会の信徒で他の教会に転出を志願する者は役員会に申し出るものとする。

る。役員会が承認したときは、その教会あての薦書を発行する。

② 転出先の教会から、受入通知書を受けとった後に除籍する。

(陪餐会員)

第 11 条① 聖餐にあずかる資格のある信徒を陪餐会員、聖餐にあずかる資格のない信徒を未陪餐会員とする。

② 礼拝に出席し、献金そのほかの教会員としての責任を負う信徒を現住陪餐会員、それ以外の信徒を不在会員とする。

③ 不在会員であって、3年以上所在が不明である者、ならびに3年以上礼拝に出席せず、教会員としての責任を負わない者は、役員会の議を経て、別帳に移すことができる。

④ 別帳に移された後、相当の期間たつてなお教会との関係が回復されない者は、役員会の議を経て、除籍することができる。

(客員)

第 12 条 他の教会に所属する信徒で、この教会の礼拝に出席し、献金そのほかの責任を負う者は、役員会の議を経て、客員とすることができる。

第 3 章 担任教師

第 13 条① この教会の担任教師は教会が招聴する。

② 担任教師の招聴は教会総会の議決による。

第 14 条① 担任教師が正教師であるときは牧師、補教師であるときは伝道師という。

② 担任教師が2名以上あるときは、そのうち1名を主任者に定める。

第 15 条 牧師または伝道師が就任したとき、教会は教区と合議の上、就任式をおこなう。

第 16 条 担任教師が辞任しようとするときは、教会総会の議決を経て辞任する。

第 17 条① 教会が担任教師を解任する必要を生じたときは教会総会の議決を経て、教区総会議長に申請し、その承認を得なければならない。

② その場合の議決は教会総会の出席議員の3分の2以上の同意によらねばならない。

③ その場合の教会総会の議長は教区総会議長またはその指名する教師があたるものとする。

第 18 条 担任教師には謝儀を呈する。その金額は教会総会の議決によって定める。

第 19 条 主任担任教師が死亡したとき、あるいは病気そのほかの事由で3カ月以上職務をおこなうことができないときは、役員会の議決によって、代務者を定めなければならない。

△第 4 章 キリスト教教育主事

△第 20 条 この教会は、担任教師のもとに教会教育に関する職務を担当する教育主事をおく。

△第21条 教育主事は日本基督教団のキリスト教教育主事の認定試験に合格した者の中から、教会総会の議決によって招聴する。

△第22条 教育主事の辞任ならびに解任の手続きは、担任教師の場合に準じる。

△第23条 教育主事には謝儀を呈する。その金額は教会総会の議決によって定める。

△第24条 教育主事が就任したときは、この教会に転籍した後に就任式をおこなう。

第5章 教会総会

第25条 この教会は教会総会を最高の政治機関とする。

第26条 教会総会は、教会担任教師および現住陪餐会員である信徒をもって組織する。

第27条① 教会総会は毎年1回 月に招集する。

② ただし主任担任教師もしくは教区総会議長が必要と認めたとき、または役員 $\frac{2}{3}$ 以上の要求があったときは臨時に開くことができる。

第28条① 教会総会の招集は2回続けて日曜日の礼拝において公告しなければならない。

② 臨時総会の招集は、議題を明記して議員に通知しなければならない。通知に記した事項以外は議決することができない。

第29条 教会総会は現住陪餐会員の $\frac{1}{2}$ 以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

第30条① 教会総会に議長および書記おのおの1名をおく。

② 議長は主任担任教師またはその代務者をもってあてる。ただし主任担任教師またはその代務者がともに事故あるときは、担任教師または役員の中から選挙することができる。

③ 書記は役員の中から選挙する。

第31条 教会総会において処理すべき事項は次の通りである。

- (1) 前年度の教勢および事務報告ならびに当該年度の事業計画に関する事項
- (2) 歳入歳出予算および決算に関する事項
- (3) 教会規則の変更に関する事項
- (4) 牧師、伝道師の異動に関する事項
- △(5) キリスト教教育主事に関する事項
- (6) 役員 $\frac{1}{2}$ の選挙に関する事項
- (7) 教会財産の管理その他の財務に関する事項
- (8) 教区総会議員の選挙に関する事項
- (9) その他教会における重要な事項

第32条 議事は、別段の定めがなければ、出席議員の過半数をもって議決する。

△(委任状、不在投票は認めない)

第6章 役員会

第 33 条① この教会に役員 名をおく。

② 役員は担任教師を補佐し、教会の教務に仕えるものとする。

第 34 条① 役員は教会総会において現住陪餐会員である信徒の中から選挙する。ただし年齢 20 歳未満の者、そのほか教団教規第 99 条に定められた者は、役員に選ばれることができない。

② 役員の任期は 年とする。ただし重任をさまたげない。

△③ 毎年 分の 1 ずつ任期満了し、改選されるように任期の始めを定める。

第 35 条 役員が選挙されたときは、礼拝において任職式(就任式)をおこなう。ただし再選されたときは公告するだけで足りる。

第 36 条① 役員は役員会を組織する。

② 主任担任教師またはその代務者そのほかの担任教師は職務上役員会の組織に加わるものとする。

△③ 教育主事は役員会に陪席するものとする。

第 37 条① 役員会は主任担任教師またはその代務者が招集する。

② 役員会は毎月 1 回招集しなければならない。ただし主任担任教師が必要と認めたとき、または役員 3 分の 2 以上の要求があったときは臨時に招集することができる。

第 38 条① 役員会の議長は、主任担任教師またはその代務者をもってあてる。ただし主任教師またはその代務者がともに事故あるときは、他の担任教師または役員の中から選挙する。

② 役員会の書記は役員の中から選挙する。

第 39 条 役員会は構成員 2 分の 1 以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

第 40 条 役員会の議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

第 41 条 役員会の処理すべき事項は次の通りである。

(1) 礼拝および聖礼典の執行に関する事項

(2) 伝道および牧会に関する事項

(3) 教会記録に関する事項

(4) 金銭出納に関する事項

(5) 信徒の入会、転入および転出に関する事項

(6) 信徒の戒規に関する事項

(7) 教会総会に提出すべき歳入歳出予算および決算その他の議案に関する事項

(8) 牧師および伝道師に関する事項

△(9) キリスト教教育主事に関する事項

(10) 教会財産の管理その他の財務に関する事項

(11) 教会諸事業の管理に関する事項

(12) その他教会における重要な事項

第7章 財 務

第42条 教師の謝儀および教団、教区への負担金、そのほか教会に必要な経費は信徒の献金寄付金および教会財産から生じる果実、そのほかの収入によって支弁するものとする。

第43条 教会の財務を担当するために、役員の中から会計 名を役員会において選挙する。

第44条① 役員会は毎年度歳入歳出の予算および決算を作成し、教会総会に付議するものとする。

② 予算は経常および臨時の二部に分け、款項目に区分しなければならない。

③ 決算は予算と同一の区分により作成するものとする。

第45条 この教会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第46条① この教会の財産を管理するため宗教法人を設立する。

② 宗教法人に関する規則は別に定める。

第8章 公益事業

第47条① この教会は事業として をおこなう。

② 公益事業に関する規則は別に定める。

第9章 補 則

第48条 信徒の戒規に関しては教団教規および戒規施行細則の規定による。

第49条 担任教師および教育主事の招聴、辞任、解任を教会総会において議決したとき、主任担任教師の代務者を定めたときは、教区総会議長に申請してその承認を受けなければならない。

第50条 この教会規則に定めないことは、教団の教憲、教規ならびに諸規則によるものとする。

第51条 この教会規則は、教会総会において、出席議員3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

注

1. 教会規則を教会教規とすることもできる。
2. △印をつけたものは、教会の事情によって、はぶいてもよいと思われる条項である。とくにキリスト教教育主事をおかない教会の場合は第4章をはぶくべきである。
3. 役員および役員会については、教会によって長老、執事、幹事の名称を用いてもよい。

4. 細則あるいは役員会内規としてでも規定しておいたほうがよいと思われる事項

- ① 教会員名簿に関する事項
- ② 教会総会記録に関する事項
- ③ 役員会記録に関する事項
- ④ 役員選挙に関する選挙規則
- ⑤ 公告に関する事項